

ICT を活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実
(文部科学省著作教科書のデジタルデータを活用した指導の実践研究)
公募要領

1. 事業名

文部科学省著作教科書のデジタルデータを活用した指導の実践研究

2. 事業の趣旨

障害の特性に応じた効果的な指導の在り方について研究するため、児童生徒の学習及び教員の教材作成を支援するアプリケーションなど、障害の特性に応じた機能や特徴のあるデジタル教材の研究・開発を行う。

3. 事業の内容

障害の特性に応じて、下記の支援機能を備えたアプリケーション等の開発を行う。

<対象障害>

下記の5つの障害について、2つ以上を対象とすることも可とする。

視覚障害（弱視含む）／聴覚障害（難聴含む）／知的障害／肢体不自由・病弱（身体虚弱含む）／発達障害

<支援機能>

下記①、②のいずれか、あるいは両方の機能について研究・開発すること。

① 生徒自身による学習を支援するもの（見る、聞く、読む、書く、ノートテイク、コミュニケーション等の支援）

② 教員の教材作成を支援するもの（身近な題材（音声・画像・動画）の活用など個に応じた教材のカスタマイズ、問題のパターン提示や難易度調整等の支援）

<その他>

・Microsoft Windows、Google Chrome OS、iPad OSの3つに対応し、GIGAスクール構想において整備された1人1台端末環境を用いて、本アプリケーション等を活用できるようにすること。文部科学省より示している「GIGAスクール構想の実現標準仕様書」や「文部科学省教育データ標準」等、国内外の標準規格を踏まえること。

https://www.mext.go.jp/content/20200303-mxt_jogai02-000003278_407.pdf

https://www.mext.go.jp/a_menu/other/data_00001.htm

・アプリケーション等の開発に当たっては、最新のセキュリティ対策を講じること。
・開発したアプリケーション等は、ホームページ等で原則無償提供とする。ただし、本事業の対象となる機能のほかに、有料の追加機能を付すことを妨げるものではない。

- 開発例) ・障害による困難に応じた学習支援機能を搭載したデジタルノート
・障害による困難に応じた検索機能
・音声メモや動画の容易な記録・保存・編集 等

4. 事業の実施方法

- (1) 委託を受けた団体は、研究を総括する研究代表者や分担する担当者を指定し、必要に応じて外部の有識者を含めるなど、研究組織を整備し、計画的に研究を進めるものとする。当該実施体制については、企画提案書(事業実施計画書)に記載する。
- (2) 知的障害及び聴覚障害について実施する受託団体には、委託契約後、文部科学省著作教科書のデジタル組版データ(Adobe InDesign)を文部科学省から参考に提供する。なお、本事業において作成したアプリケーションソフトやコンテンツを今回参考で提供した文部科学省著作教科書のデジタル組版データと関連付けした場合にはその旨報告すること。

※特別支援学校用の文部科学省著作教科書

知的障害者用：国語、算数・数学、音楽

聴覚障害者用：言語指導教科書

- (3) 本事業の成果物として、アプリケーションソフトやコンテンツを電子ファイルで提出すること。成果物は文部科学省等HPにて広く周知予定。
- (4) 受託団体は、本事業の実施に当たり文部科学省と連携すること。また、他の受託団体との情報共有の機会を設けることがあるので、その際には応じること。
- (5) アプリケーションソフトやコンテンツの作成に当たっては、必ず学校現場における実践の機会を設け、教師や児童生徒の声を反映すること。
- (6) 本事業の全部を再委託することは認めない。

5. 公募対象

- ・都道府県・指定都市教育委員会

(都道府県教育委員会は、域内の市(特別区を含む。以下同じ。)町村教育委員会に本事業の一部を再委託することができる。)

- ・市町村教育委員会
- ・国公立大学・短期大学の設置者
- ・法人格を有する団体

6. 企画競争に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約の締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 文部科学省の支出負担行為担当官等から取引停止の措置を受けている期間中の者

でないこと。

7. 企画提案書（事業実施計画書）の提出方法等

(1) 提出様式

企画提案書は委託要項で定める事業実施計画書によって代えるものとする。事業実施計画書については、別添の様式1を使用すること。

様式は全てA4縦判横書きとし、正確を期すため、パソコン等の判読しやすいもので作成すること。

事業実施計画書の内容を補足するために必要と思われる資料を適宜添付してもよい。

(2) 提出方法

事業実施計画書は、以下の方法で提出すること。

- ・別紙様式「事業実施計画書」を Word ファイルにてメールにファイルを添付の上、送信すること。(PDF で送信しないこと。ただし、別紙様式「事業実施計画書」以外の参考資料については、PDF で送信可能とする。)
- ・メールの件名は「【組織名】 デジタルデータ活用事業実施計画書」(組織名の例 ○○会社) とすること。
- ・ファイルを含めメールの容量が 25MB を越える場合は、メールを分割し、件名に通し番号を付して送信すること。
- ・事業実施計画書を受信した旨のメールを令和4年3月9日(水)までに、文部科学省から送信する。このメールが届かない場合は令和4年3月10日(木)までに、電話にて文部科学省へ連絡をすること。
- ・メール送信上の事故(未達等)について、当方は一切の責任を負わない。

(3) 提出書類

- ①企画提案書（事業実施計画書）
- ②審査基準にある「ワーク・ライフ・バランス等の推進に関する評価」における認定等又は内閣府男女共同参画局長の認定等相当確認通知がある場合はその写し
- ③誓約書
- ④その他関係資料

(4) 提出先

電子メール：toku-sidou@mext.go.jp

文部科学省初等中等教育局特別支援教育課指導係

TEL: 03-5253-4111 (内線3716)

(5) 提出締切

令和4年3月9日(水) 17:00

当日の送信記録があるもの。

なお、提出締切後の事業実施計画書等の差し替え及び再提出は認めない。ただし、審査の結果により修正・再提出を求めることがある。

また、本公募に関する問い合わせ及び相談等については、ホームページ等を通じて周知する。

(6) その他

事業実施計画書等の作成費用については、選定結果にかかわらず企画提案者の負担とする。また、提出された事業実施計画書等については、返却しない。

8. 誓約書の提出等

(1) 本企画競争に参加を希望する者は、企画提案書の提出時に、支出負担行為担当官が別に指定する暴力団等に該当しない旨の誓約書を提出しなければならない。また、再委託先がある場合は、その再委託先も誓約書を提出しなければならない。

(2) 前項の誓約書を提出せず、又は虚偽の誓約をし、若しくは誓約書に反することとなったときには、当該者の企画提案書を無効とするものとする。

(3) 前2項は、都道府県等教育委員会、国公立大学法人には適用しない。

9. 事業期間、事業規模(予算)及び採択件数

事業期間：契約締結日から令和6年3月31日(2年間)

採択件数：5件(1件1障害種とした場合を想定)

事業規模：各年度の計画額は、1障害種当たり1700万円を上限とする。

ただし、予算状況等によっては各年度の計画額の上限に変動が生じる可能性がある。

※採択件数については、特別支援教育関係事業審査評価委員会の選考による。

※令和4年度予算成立前に始める公募であることから、国会における本予算成立までの間、当該事業の実施の可否や事業内容、事業開始時期等に変更が生じる可能性があること、並びに本事業は本予算成立後でなければ開始できないことに留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

10. 選定方法等

(1) 選定方法

特別支援教育関係事業審査評価委員会において書類選考を実施する。

(2) 審査基準

別途定める審査基準のとおり。

(3) 選定結果の通知

選定終了後、30日以内にすべての提案者に選定結果を通知する。

11. スケジュール

公募締切：令和4年3月9日（水） 17：00

審査：令和4年3月 上～中旬

結果通知：令和4年3月 中旬

契約締結：令和4年度の日付で順次締結する。

※契約書締結後でなければ事業に着手できないため、事業実施計画書の作成に当たっては、事業開始日に柔軟性を持たせた上で作成する必要があることに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

12. 契約締結

選定の結果、契約予定者と提出書類を元に契約条件を調整するものとする。なお、契約金額については、事業実施計画書の内容を勘案して決定するものとするので、契約予定者の提示する金額とは必ずしも一致するものではない。また、契約条件等が合致しない場合には、契約締結を行わない場合がある。

※ 国の契約は、契約書を締結（契約書に契約の当事者双方が押印）したときに確定することとなるため、契約予定者として選定されたとしても契約書締結後でなければ事業に着手できないことに十分留意すること。なお、再委託先がある場合は、この旨を再委託先にも十分周知すること。

※ [契約締結に当たり必要となる書類]

選定の結果、契約予定者となった場合には、契約締結のため、遅滞なく以下の書類の提出を求めることから、事前に準備をしておくこと。

なお、再委託先がある場合は、再委託先にも十分周知しておくこと。

- ・事業実施計画書（審査委員から意見が提示された場合には、その指摘事項を反映させた事業実施計画書の再提出を求める。）
- ・委託業務経費（再委託に係るものを含む）の積算根拠資料（謝金単価表、旅費支給規定など）
- ・別紙（銀行口座情報）（委託契約書に別紙として含める。採択の連絡と合わせて、文部科学省から様式を別途送付する。なお、再委託先からの提出は不要。）

13. その他

(1) 再々委託は認めない。

(2) 採択件数は現時点の予定であり増減する場合がある。最終的な採択件数は審査委員会

が決定する。

- (3) 成果物としてのアプリケーションソフトやコンテンツについて、少なくとも事業終了後2年間は運用するものとする。
- (4) その他、事業に係る事項については、委託要項等によるものとする。また、事業の実施にあたっては、契約書を遵守すること。さらに、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律に基づく認定など事業実施計画書等に記載した事項について、記載した内容と異なる状況となった場合には、速やかに発注者へ届け出ること。
- (5) 公募期間中の質問・相談等については、当該者のみが有利となるような質問等については回答できない。
- (6) 本事業の申請に関する質問やその回答について、調達情報のサイトにおいて公表するため、適宜確認すること。